

内部統制報告書で開示された重要な欠陥と 企業の財務情報との関係

藤原英賢

1. 問題の所在

本稿では、わが国の内部統制報告書で重要な欠陥を発見し、内部統制のリスクファクターと考えられる経済的な要素と経営者の開示に対するインセンティブを検証する。わが国では2008年4月1日以降に開始される事業年度から内部統制報告制度が導入された。内部統制報告制度では、経営者が財務報告に係る内部統制が適切に構築、運用されているのかと有効に機能しているのかについて評価し、その結果を報告すること、その評価結果が適切に内部統制の状況を反映しているのかどうかについて公認会計士が監査し、その結果を意見表明することで構成されている。本稿で焦点を当てる重要な欠陥は、財務報告に係る内部統制の不備のうち財務報告での重要な虚偽記載につながる危険性が高いものと定義される。

本稿では、2009年6月1日から6月30日の間に内部統制報告書で重要な欠陥を開示していた企業を対象に検証した。内部統制の重要な欠陥の開示には3つのパターンが存在するとAshbaugh-Skaife et al. (2007) は指摘している。まず、内部統制に関する重要な欠陥が存在している場合で、次に内部統制に関する重要な欠陥が経営者又は監査人によって発見されて開示される場合で、最後に経営者が発見し、その取り扱いを監査人に相談した結果開示される場合である。このように開示する判断にばらつきがあるとすれば、その開示判断に影響を及ぼしている経済的な事象を特定することは重要かもしれない。

Ge and McVay (2005) と Ashbaugh-Skaife et al. (2007) は、内部統制の不備の発見し、それを開示する経営者のインセンティブや内部統制のリスクファクターを検証している。本稿では、内部統制のリスクファクターとして事業活動の複雑性や範囲、企業組織の変更、会計基準の適用に関するリスク、企業の収益性を検証した。経営者の内部統制の重要な欠陥の開示に対するインセンティブとして監査人と機関投資家の株式所有割合を検証した。

本稿では、Ashbaugh-Skaife et al. (2007) と同様に内部統制のリスクファクターだけでなく経営者の開示に対するインセンティブは何かを検証している。内部統制の不備と内部統制の重要な欠陥の区別については明確に区分されているわけではない。重要な虚偽記載につながる危険性を客観的に評価し、その評価結果を用いて区分しているわけではなく、その区別には経営者の裁量が働いているのかもしれない。直感的には内部統制の問題を重要な欠陥として開示する方が不備として開示するよりも企業にとっては不利な情報となりうる可能性がある。内部統

制にいくつかの不備がみられるもののそれらは重要な欠陥として開示していない企業もある。もちろん重要な欠陥が存在していても、それらを早期に是正すれば問題はないのだが、それは内部統制の不備も同じである。経営者がわざわざ不利になりかねない形で内部統制の問題を開示するのは何故かについては内部統制報告制度での経営者の開示に関する基本的な研究課題だと考える。

わが国に先行して内部統制報告制度を導入したアメリカで、内部統制の不備に関係するリスクファクターの検証結果が報告されている。本稿ではわが国でも導入された内部統制報告制度で開示されている重要な欠陥についても同様のリスクファクターが存在しているのかどうかを明らかにする貢献をなす。

本稿の構成は下記の通りである。2. は本稿の検証の概念的な背景を説明する。3. では、リサーチ・デザインを明らかにし、4. は仮説の検証結果とその解釈を示す。5. では本稿の結論と含意を明らかにする。

2. 内部統制のリスクファクターと経営者の開示に対するインセンティブ

わが国では内部統制の不備と重要な欠陥を明確に区別する指針は存在しないことは経営者による内部統制の有効性の評価だけではなく内部統制報告書もしくは内部統制監査報告書の利用者がその記載内容を理解する上で困難を生じさせているのかもしれない。財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準によれば、内部統制の不備とは単独もしくは複数合わさって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告を規制する法令に準拠して、取引を記録、処理及び報告することを阻害し、結果として重要な欠陥となる可能性があるものと定義される。一方で内部統制の重要な欠陥とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備と定義される。内部統制の不備なのか内部統制の重要な欠陥なのかについては、当該不備の金額的重要性と質的重要性を勘案して判断することとしている。金額的重要性については例示されているけれどもその判断については実務上の対応に委ねられていると考えられる。

Ashbaugh-Skaife et al. (2007) によれば、内部統制の重要な欠陥を開示する経営者のインセンティブには、それを発見し、開示することで期待されるベネフィットと開示することによって生じるコストのトレードオフを含んでいる。内部統制の重要な欠陥を開示することで生じる潜在的なコストとしては、弛緩した組織や経営判断の誤りに対する経営者への批判を生じさせることがある。また内部統制の重要な欠陥は、以前に公表された財務諸表への信頼性に疑問をもたせる可能性もある。そして内部統制の重要な欠陥を開示することによって生じるコストには、内部統制報告制度が突然導入されたわけではなく、それに対応するための時間があったのだからその期間中になぜ是正できなかったのか、といった疑問によって生じるコストがある。ただ、重要な欠陥を開示することで、会社には財務情報を修正しなければならないほどの内部統制上の問題がこれ以上存在しないことのシグナルになっているのかもしれない。また、内部

統制の重要な欠陥が存在しているにも関わらずそれを開示していないことが明らかになれば法的な制裁が課せられるが、重要な欠陥が存在しそれを開示することによって法的な制裁が課せられることはない。

内部統制の不備を重要な欠陥として開示するのかどうかについての判断は、内部統制の重要な欠陥が存在するリスクファクターと内部統制の重要な欠陥を発見、開示するインセンティブが存在するのかどうかによって構成されているのかもしれない。内部統制の不備が存在するリスクファクターとして、事業活動の複雑性や範囲、組織変更、回帰基準の適用についてのリスク、財務状態を本稿では検証した。

事業活動の複雑性が高くなり、その範囲が拡大すれば、内部統制の問題が増加することが予想される。事業活動の複雑性は異なる産業や国際的な市場での事業展開と同様に複雑な取引を増加させる。取引がより複雑になれば、十分な内部統制を構築することが難しくなる。また、複数のセグメントを有する企業では連結財務諸表の作成に関する内部統制の問題が生じる危険性がある。

最近 M&A や再建過程といった組織構造に変更があった会社には、内部統制の重要な欠陥が存在する可能性があるかもしれない。ある会社を買収した企業は、企業内システムを統合したり、取得した企業の組織文化を自社の文化に適合させたりしなければならず、適切な内部統制を構築、運用するための問題が増えるだろう。また取得した資産に関する会計報告について適切な内部統制を構築することに失敗したら買収企業の内部統制に関するリスクが増加することになる。再建途上にある企業では業務の分担や不十分な人員やモニタリングに関連する人的な問題によって内部統制のリスクが高くなっているのかもしれない。

また、急成長中の企業では顧客要求や新しい市場へ参入による成長スピードに内部統制の整備が追いつかないことで問題が生じる危険性がある。また急激な成長によって従業員がカバーしなければならない範囲が拡大し、業務の複雑性が高くなることで従業員に問題が生じる危険性もある。棚卸資産を多く保有する企業では、棚卸資産を適切に評価、記録することや窃盗、紛失による誤った報告や棚卸資産の陳腐化を適時に認識することに関連した内部統制のリスクが高くなるかもしれない。

情報システムや内部統制システムの固定費用は高く、導入、維持にも費用がかかる。企業の資源を一定とした場合、情報システムや内部統制システムへ企業ごとに異なった投資を行うだろう。規模が小さな企業では、十分な人員が確保できないことや情報システムや内部統制システムを維持する専門家がいなかったため、内部統制を効率的に運用できる高機能な情報システムへ投資しない傾向があるかもしれない。

内部統制の重要な欠陥に与える情報システムや内部統制システムへの投資額の影響を検証するために収益能力と財務困窮状態にあるのかどうかを検証した。収益能力が低い企業や財務困窮状態にある企業では、内部統制を構築する重要性を認識していてもそのための投資が難しいかもしれない。

また、監査人の交代も内部統制の重要な欠陥のリスクファクターとも考えられる。クライア

ントに関係するコストが利益を上回った場合、監査人は契約を打ち切るだろう。もしクライアントの内部統制に問題があって、それを解消させるための資源が存在しないと判断した場合、監査人はクライアントとの契約を打ち切る判断を下すかもしれない。また、監査人の交代は、低い事業パフォーマンスや財務困窮状態によって生じる監査契約で生じる受け入れることのできないリスクを示しているのかもしれない。

そして、監査人の規模は、内部統制の重要な欠陥を発見することを促すものと考えられる。監査人は、財務諸表監査を通じて内部統制の構築、運用状況を検討し、その過程で不備を発見した場合それを経営者に報告することもあるだろう。内部統制の不備を発見し、それを開示するインセンティブは規模の大きな監査法人ほど有していると Ashbaugh-Skaife et al. (2007) は指摘している。その理由として、大規模監査法人は質の低い監査を実施することによる評判の低下を恐れるため、それ以外の監査法人に比べ内部統制の状況を検討することも含めて高い質の財務諸表監査を提供するインセンティブを持っていると考えられる。次に、大規模監査法人はクライアントの数が多く、その監査の失敗から生じる不測の損害が生じる危険性が高いので質の高い監査サービスを提供するインセンティブをもっているとも考えられる。例えば、ある会社の財務諸表監査で重要な虚偽表示を看過したことが発覚した場合、その会社の株主から訴訟を提起される可能性があるし、その訴訟による評判の低下からクライアントが契約を打ち切るかもしれない。Ashbaugh-Skaife et al. (2007) では指摘されていないけれど、監査人の規模は内部統制上の問題を発見することには関係あるのかもしれないがそれを開示することには関係があるのかには疑問が残る。もし財務諸表監査の過程で内部統制の問題を発見した場合、監査人はそれを報告するとともにそれを是正するようクライアントに指導するだろう。内部統制の問題を開示するか否かには、報告された内部統制の問題を経営者が真摯に受け止め期中には是正できれば重要な欠陥は評価日時点で存在しないことになる。むしろ、規模が小さい監査法人だと、内部統制の問題を発見し、その是正を促しても経営者が聞く耳を持たない可能性がある。その結果として評価日で重要な欠陥が是正されないまま残った結果、それを開示しなければならないことになるのかもしれない。

経営者が内部統制の問題を発見し、開示するインセンティブは、内部統制の重要な欠陥を開示する可能性と関係している。本章では、株主からのモニタリングが厳しい企業や財務報告のプロセスに問題があった場合訴訟に発展する危険性が高い企業にはそうしたインセンティブがあると考えられる。Ashbaugh-Skaife et al. (2007) で利用されている変数を用いて本章ではこれらの変数と重要な欠陥の開示を検証した。

もし、株主からの訴訟の危険が高くなり、彼らからのモニタリングが強化されているのなら、経営者としては内部統制の問題を発見し、それを開示するインセンティブが高まると考えられる。Shleifer and Vishny (1997) は、株式を所有する割合が高い機関投資家には経営者をモニタリングするインセンティブが高く、もし内部統制の問題が発覚した場合、議決権を行使し経営者の交代を要求する力をもっていると主張している。機関投資家による株主所有割合が高い企業では、こうしたプレッシャーを回避するために内部統制の問題を発見し、開示するインセ

ンティブが高くなると Ashbaugh-Skaife et al. (2007) は主張している。ただ、重要な欠陥を開示することでそれ以前の経営者のコントロールに対する考えが適切でなかったとみなされる危険性があるので、内部統制報告制度導入までの準備期間中には是正している可能性もあるし、もし間に合わなかったとしても期中に発見された問題は即座に是正するインセンティブがあるかもしれない。むしろ経営者をモニタリングすることに興味がない者が多くの株式を所有している企業の方が、内部統制の重要な欠陥を発見して是正するインセンティブがなく結果として重要な欠陥が開示される可能性が高くなるのかもしれないといった逆の推論も成り立つだろう。

次に内部統制の重要な欠陥を発見し、それを開示する経営者のインセンティブとして訴訟の危険性が高い業種に属する企業では、株主からの訴訟を引き起こす株価の下落を最低限に抑えるために、内部統制の問題を事前に開示するかもしれない。内部統制の問題を開示しないまま、それを原因とした不祥事が明るみに出た場合、適切な内部統制を構築していなかった責任を問われる危険性があるので、内部統制に問題があればすぐに開示しそれを改善することを経営者は開示するかもしれない。わが国では株主代表訴訟数がアメリカに比べると少ないこともあり、訴訟の危険性が高い業種について検討することは難しい。本稿では Francis et al. (1994) の結果に従って訴訟にさらされる危険性が高い業種を検証した。

3. リサーチ・デザイン

内部統制報告書で重要な欠陥を開示した企業とそれを開示していない企業を選択して内部統制の問題を引き起こすリスクファクターとそれを開示するインセンティブと重要な欠陥との関係を検証した。まず、わが国の電子開示システムである EDINET で内部統制報告書を対象に検索期間を平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日とし、“重要な欠陥”を全文検索した。その検索結果から内部統制報告書で財務報告に係る内部統制に重要な欠陥が存在し、評価日で内部統制が有効でないとの記載があった企業 56 社を選択した。そして、検証に必要なデータが Financial Quest で入手できなかった企業 10 社を除外した。最終的に内部統制報告書で重要な欠陥を開示した企業は 46 社となった。

内部統制報告書で重要な欠陥を開示していない企業群は下記の手順で選択した。まず 3 月期決算企業で 2009 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間に内部統制報告書で重要な欠陥を開示していない企業である企業を選択した。そして検証に必要なデータが Financial Quest で入手でき、内部統制報告書の重要な欠陥を開示した企業と日経中分類で同業種の企業であり、資産規模が最も近い企業を選択した結果、43 社を選択した。

次に、内部統制の問題を引き起こすリスクファクターと重要な欠陥を開示するインセンティブと内部統制の重要な欠陥との関係を検証するモデルは下記の通りである。

$$MW_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 \text{SEGMENTS}_{i,t} + \beta_2 \text{FOREIGN_SALES}_{i,t} + \beta_3 \text{GC}_{i,t} + \beta_4 \text{GROWTH}_{i,t} + \beta_5 \text{INVENTORY}_{i,t} + \beta_6 \text{SIZE}_{i,t} + \beta_7 \% \text{LOSS}_{i,t} + \beta_8 \text{AUDITOR_RESIGN}_{i,t} + \beta_9 \text{AUDITOR}_{i,t} + \beta_{10} \text{INST_CON}_{i,t} + \beta_{11} \text{LITIGATION}_{i,t} + \varepsilon_{i,t}$$

変数の定義は、下記の通りである。MW は内部統制報告書で重要な欠陥が開示されている場合を1、それ以外をゼロとするダミー変数である。SEGMENTS は事業セグメントの数の自然対数である。FOREIGN_SALES は、海外売上高を計上している場合を1、それ以外をゼロとするダミー変数である。GC は、2009年度の監査報告書で継続企業の前提に関する追記情報が開示されている場合を1、それ以外をゼロとするダミー変数である。GROWTH は、2007年から2009年での売上高成長率の平均である。INVENTORY は、2007年から2009年での棚卸資産合計を期首資産合計で除した値の平均値である。SIZE は、2009年3月末の市場価値の自然対数である。%LOSS は、2007年から2009年に経常損失を計上している割合である。AUDITOR_RESIGN は2009年度に監査人の交代があった場合を1、それ以外をゼロとするダミー変数である。AUDITOR は大規模監査法人が監査を実施している場合を1、それ以外の場合をゼロとするダミー変数である。INST_CON は2009年度決算期末での機関投資家が所有する株式の割合である。LITIGATION は、日経中分類で電気機械、小売業に属している場合を1、それ以外をゼロとするダミー変数である。

本稿では下記の仮説を検証した。

H₁: 機関投資家による持ち株比率が高い企業の方が内部統制の重要な欠陥を開示する傾向がある。

H₂: 訴訟の危険性が高い業種に属する企業の方が内部統制の重要な欠陥を開示する傾向がある。

4. 仮説の検証結果とその解釈

仮説の検証に利用した変数の記述統計量は表7.1にまとめた。まず、サンプル全体の5.6%が2009年度に監査人が交代している。またサンプル全体の68.5%が大規模監査法人の監査を受けていた。継続企業の前提に関する追記情報が監査報告書で開示されていた企業は、サンプル全体の9%であった。内部統制の問題を生じさせるリスクファクターと考えられる変数としてFOREIGN_SALES, INVENTORY, SEGMENTS, %LOSS, SIZE, GROWTHを利用した。セグメント情報で海外売上高を計上している企業は、全サンプルの34.8%であった。棚卸資産が総資産に占める割合の平均値は11.5%であり、標準偏差は0.092であった。ほとんど棚卸資産が存在しない企業もあれば、総資産の3割強が棚卸資産である会社もある。事業セグメント数の平方根の平均値は0.851で標準偏差は0.572であった。2005年から2009年の間に経常損失を計上している割合の平均値は30.1%であり、標準偏差は0.302であった。決算日での株式市場価値の自然対数の平均値は22.365であった。2007年から2009年の間の売上高成長率の平均値は-0.019で、中央値は-0.014であった。この結果は売上高が若干減少している傾向を示している。

内部統制の重要な欠陥を開示する経営者のインセンティブを表す変数としてINST_CONとLITIGATIONを利用した。金融機関が株式を保有している割合の平均値は15.6%で標準偏差

表7.1 記述統計量 (n=89)

変数	平均	標準偏差	最小値	第2四分位	中央値	第3四分位	最大値
AUDITOR_RESIGN	0.056	0.232	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
AUDITOR	0.685	0.467	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000
FOREIGN_SALES	0.348	0.479	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000
GC	0.090	0.288	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
MW	0.517	0.503	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000
INST_CON	0.156	0.132	0.000	0.055	0.116	0.238	0.524
INVENTORY	0.115	0.092	0.000	0.032	0.108	0.168	0.352
LITIGATION	0.112	0.318	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
SEGMENTS	0.851	0.572	0.000	0.000	1.099	1.386	1.792
%LOSS	0.301	0.302	0.000	0.000	0.200	0.600	1.000
SIZE	22.365	1.750	18.245	20.987	22.460	23.510	27.390
GROWTH	-0.019	0.100	-0.429	-0.056	-0.014	0.040	0.177

変数の定義は下記の通りである。

MWは、重要な欠陥が開示されている場合を1、それ以外をゼロ

SEGMENTSは事業セグメントの数の自然対数

FOREIGN_SALESは、海外売上高を計上している場合を1、それ以外をゼロ

GCは、継続企業の前提に関する追記情報が開示されている場合を1、それ以外をゼロ

GROWTHは、2007年から2009年での売上高成長率の平均

INVENTORYは、2007年から2009年での棚卸資産合計を期首資産合計で除した値の平均値

SIZEは、決算日の市場価値の自然対数

%LOSSは、2007年から2009年に経常損失を計上している割合

AUDITOR_RESIGNは2009年度に監査人の交代があった場合を1、それ以外をゼロ

AUDITORは、大規模監査法人が監査を実施している場合を1、それ以外の場合をゼロ

INST_CONは2009年度決算期末での機関投資家が所有する株式の割合

LITIGATIONは、日経中分類で電気機械、小売業に属している場合を1、それ以外をゼロ

は0.132であった。中央値が11.6%であることから、分布に偏りがありみられないと思われる。訴訟の危険性が高いと先行諸研究で指摘される日経中分類で電気機械と小売業に属している企業は、全サンプルの11.2%であった。

仮説の検証に利用した変数間の相関関係は、表7.2の通りである。監査人の交代と監査人の規模には負の相関関係がある。交代後の監査人は、大規模監査法人ではない傾向を示している。経常損失を計上している回数と監査人の交代には正の関係があることを示している。監査人がビジネスリスクを回避するために契約を解消するのか、クライアントが望ましい監査意見を表明してもらうために契約を解消しているのかまではわからないけれど、継続的に財務状況が悪化している企業で監査人が交代している傾向がある。企業規模と監査人の交代には正の相関関係があり、企業規模が大きな企業では監査人の交代が行われたい傾向があることを示している。監査人と継続企業の前提に関する追記情報の開示との間には負の関係がある。財務状況が悪化している企業の監査を大規模監査法人が実施していないことが背景にあるのかもしれない。同情報を開示しなければならないくらい財務状況が悪化している企業の監査を中小規模監査法人が実施していれば、こうした関係を示すことになるだろう。監査人の規模と企業規模には正の相関関係があることを示している。

海外売上高の開示と金融機関の持ち株比率、企業規模には正の相関関係があることを示して

表7.2 相関分析 (n=89)

	AUDITOR_RESIGN	AUDITOR	FOREIGN_SALES	GC	MW	INST_CON	INVENTORY	LITIGATION	SEGMENTS	%LOSS	SIZE	GROWTH
AUDITOR_RESIGN	1.000	-0.360	0.026	0.094	0.041	-0.220	-0.028	-0.087	-0.152	0.243	-0.262	-0.069
AUDITOR		1.000	0.191	-0.295	-0.026	0.335	0.114	0.164	-0.094	-0.385	0.335	0.212
FOREIGN_SALES			1.000	-0.065	0.093	0.385	0.324	0.188	-0.132	-0.042	0.325	0.039
GC				1.000	0.225	-0.256	-0.076	0.013	0.036	0.496	-0.348	-0.447
MW					1.000	-0.033	-0.078	0.344	0.087	0.356	-0.131	-0.134
INST_CON						1.000	0.276	0.155	-0.050	-0.331	0.625	0.244
INVENTORY							1.000	0.069	-0.147	-0.025	0.210	-0.035
LITIGATION								1.000	0.107	0.046	0.016	-0.073
SEGMENTS									1.000	0.194	0.017	-0.141
%LOSS										1.000	-0.432	-0.541
SIZE											1.000	0.406
GROWTH												1.000

変数の定義は下記の通りである。

MWは、重要な欠陥が開示されている場合を1、それ以外をゼロ

SEGMENTSは事業セグメントの数の自然対数

FOREIGN_SALESは、海外売上高を計上している場合を1、それ以外をゼロ

GCは、継続企業の前提に関する追記情報が開示されている場合を1、それ以外をゼロ

GROWTHは、2007年から2009年での売上高成長率の平均

INVENTORYは、2007年から2009年での棚卸資産合計を期首資産合計で除した値の平均値

SIZEは、決算日の市場価値の自然対数

%LOSSは、2007年から2009年に経常損失を計上している割合

AUDITOR_RESIGNは2009年度に監査人の交代があった場合を1、それ以外をゼロ

AUDITORは、大規模監査法人が監査を実施している場合を1、それ以外の場合をゼロ

INST_CONは2009年度決算期末での機関投資家が所有する株式の割合

LITIGATIONは、日経中分類で電気機械、小売業に属している場合を1、それ以外をゼロ

いる。金融機関の持ち株比率が高い企業は海外売上高が多いことや海外での販売活動を行う企業は規模が大きいことがわかる。継続企業の前提に関する追記情報の開示と経常損失の計上した回数との間には正の相関があった。企業規模や売上高成長率とは負の関係があることを示している。内部統制の重要な欠陥の開示と訴訟の危険性が高い業種の間には正の相関関係があること、経常損失の計上回数との間には正の相関関係があることを示している。金融機関の持ち株比率と企業規模、売上高成長率との間には正の相関関係があり、経常損失の計上回数との間には負の相関関係があることを示している。金融機関が株式を保有している会社は事業活動が安定している傾向があるのかもしれない。経常損失の計上回数と企業規模、売上高成長率との間には負の相関関係があることを示している。企業規模と売上高成長率との間には正の相関関係があることがわかった。

変数間の相関関係を検証した結果、内部統制の重要な欠陥の開示と経常損失の計上回数との間に正の相関関係があることを示している。内部統制の重要な欠陥があるから財務状況が悪化しているのか、財務状況の悪化によって内部統制の問題が生じているのかはこの結果からはわからないけれど、両者の間に関係があることがわかる。また内部統制の重要な欠陥を開示した企業は電気機械や小売業に属している傾向があることを示している。内部統制の問題を重要な欠陥として開示する動機として、訴訟の可能性が高い業種の企業では、経営者は生じている問題を予め開示することで訴訟を回避しようとするところがあることを先行諸研究が指摘している。電気機械や小売業では、棚卸資産管理や生産プロセスでの内部統制の構築が重要である一方で、適切な内部統制を構築、運用することも難しいことが多い。動機を表しているのか、内部統制の問題を生じさせるリスクファクターの一つであることを表わしているのが明確が区別できないけれど両者に正の相関があることがわかる。

仮説の検証結果は表 7.3 をまとめている。監査人の交代は、内部統制の重要な欠陥の開示とは負の関係がある可能性が示された。監査人が交代した期では、企業の情報を新たに入手し、企業の状況を把握する必要がある、内部統制の問題を識別できてもそれが内部統制の重要な欠陥として開示すべきかどうかを指摘するまでには至らないのかもしれない。監査人の規模は内部統制の重要な欠陥に対して正の影響を与える傾向がある可能性がある。大規模監査法人は内部統制の問題を重要な欠陥として開示するように指摘できる能力が高いのかもしれない。海外売上高の開示は内部統制の重要な欠陥に対して正の影響を与えている可能性がある。海外子会社を設立した場合、海外子会社での財務報告プロセス等で問題が生じている場合があり、そうした問題が重要な欠陥として開示されていることを表しているのかもしれない。

継続企業の前提に関する追記情報の開示は、内部統制の重要な欠陥の開示に対して正の関係がある可能性を示している。また経常損失の計上回数が内部統制の重要な欠陥の開示に対して正の影響を与えていることから、財務状況が悪化している企業で内部統制の重要な欠陥として開示される問題が生じている可能性がある。棚卸資産が総資産に占める割合が高い企業や事業活動が複雑な企業で内部統制の問題が生じやすいと指摘する先行諸研究の報告があるけれども、本章の検証結果では、両者は内部統制の重要な欠陥の開示へマイナスの影響を与えている

可能性を示唆している。わが国では内部統制報告制度の導入までに準備期間があった。準備期間中に棚卸資産管理が重要な企業や事業活動が複雑な企業は事前に対応していたのかもしれない。同様に、規模の大きい企業も事前に対応している可能性があるため、内部統制の重要な欠陥の開示にマイナスの影響を与えている可能性があることを示している。売上高成長率が高い企業では内部統制の問題が生じる可能性が高いことを示した本章の結果は、先行諸研究と整合的であった。売上高の成長が著しい企業では、それに対応する内部統制の構築が間に合わず、内部統制の問題が生じる傾向があることが指摘されているけれどもわが国の内部統制の重要な欠陥の開示でも同様の状況を観察できているのかもしれない。

内部統制の重要な欠陥を開示する経営者のインセンティブについて検証した結果、金融機関の持ち株比率と業種のどちらも開示を誘発する傾向がある可能性を示唆している。特に、電気機械や小売業に属している企業では、重要な欠陥の開示が誘発される傾向は有意水準1%で統計的に有意であった。相関関係を検証した結果では、金融機関の持ち株比率が高い企業の財務状況は、相対的に安定している傾向を示している。財務的に安定している企業でも金融機関の株式保有割合が高い企業では内部統制に問題があった場合、それを重要な欠陥として開示する

表7.3 回帰分析の結果 (n=89)

変数	係数推定値	t値
定数項	0.461	0.526
AUDITOR_RESIGN	-0.019	-0.079
AUDITOR	0.074	0.588
FOREIGN_SALES	0.074	0.617
GC	0.175	0.844
INST_CON	0.164	0.324
INVENTORY	-0.624	-1.070
LITIGATION	0.492	3.016***
SEGMENTS	-0.007	-0.071
%LOSS	0.648	2.873***
SIZE	-0.010	-0.244
GROWTH	0.627	1.000

変数の定義は下記の通りである。

SEGMENTSは事業セグメントの数の自然対数

FOREIGN_SALESは、海外売上高を計上している場合を1、それ以外をゼロ

GCは、継続企業の前提に関する追記情報が開示されている場合を1、それ以外をゼロ

GROWTHは、2007年から2009年での売上高成長率の平均

INVENTORYは、2007年から2009年での棚卸資産合計を期首資産合計で除した値の平均値

SIZEは、決算日の市場価値の自然対数

%LOSSは、2007年から2009年に経常損失を計上している割合

AUDITOR_RESIGNは2009年度に監査人の交代があった場合を1、それ以外をゼロ

AUDITORは、大規模監査法人が監査を実施している場合を1、それ以外の場合をゼロ

INST_CONは2009年度決算期末での機関投資家が所有する株式の割合

LITIGATIONは、日経中分類で電気機械、小売業に属している場合を1、それ以外をゼロ

t値の右上にある***は有意水準1%で統計的に有意なことを表し、**は有意水準5%で有意

*は有意水準10%で有意なことを表している

傾向があることを示唆している。

5. まとめと含意

本稿では、内部統制の重要な欠陥の開示と内部統制のリスクファクターとそれを開示する経営者のインセンティブとの関係を検証した。わが国の内部統制報告制度では、内部統制の不備と内部統制の重要な欠陥とに区別されて、内部統制の問題は開示されている。内部統制の重要な欠陥を開示している企業の特徴を検証し、内部統制上の問題を重要な欠陥として開示することのインセンティブが何かを明らかにすることを目的とした検証の結果、下記の2点の示唆を得た。

まず、内部統制の重要な欠陥を開示している企業の特徴として、財務状況が悪化している傾向を示していることがある。また、急成長している企業でも重要な欠陥を開示している傾向がある可能性が示唆される。次に、重要な欠陥を開示する企業は、電気機械や小売業に属している傾向があることを示唆している。先行諸研究では、この2つの業界は、訴訟の可能性が極めて高いので内部統制に問題がある場合は、予めそれを開示し、将来の損失を未然に防ぐインセンティブがあると指摘している。わが国でも内部統制の重要な欠陥が開示された企業ではこの2つの業種に属している傾向があり、先行諸研究と整合的な結果を得た。ただし、わが国では株主代表訴訟の件数が、アメリカと比べ少ないので訴訟の危険性が高い業種を特定することは困難である。電気機械や小売業では内部統制の構築や運用が特に重要な業種であり、業種の種類自体が内部統制の問題を生じさせるリスクファクターなのかもしれない。経営者がなぜ内部統制の問題を重要な欠陥として開示するのかに対する推論とその統計的検証については今後の課題といえる。

本章の検証結果の解釈には2つの制約が存在する。まず、サンプル数の制約である。2009年6月1日から6月30日の間に重要な欠陥を開示した企業を検証対象としたことから、小サンプルの検証となった。今後内部統制報告書で重要な欠陥を開示される企業も増加すると考えられるのでより多くのサンプルを利用した検証が可能になると思われる。本稿の検証結果は推論と同じような傾向を示しているけれど統計的に有意な水準とはいえない。今後サンプルを追加した検証でより精度の高い結果を得ることができるかもしれない。次に、内部統制の重要な欠陥のタイプについては検証していないので、重要な欠陥のタイプによって開示企業の特徴が異なる可能性がある。これも重要な欠陥開示企業が増加することでタイプごとの特徴の違いを検証することが可能になるのかもしれない。

こうした制約があるものの、本稿は、わが国の内部統制に重要な欠陥が存在する企業の特徴とその開示に関するインセンティブを検証した証拠を報告した貢献をなしている。

参考文献

Ashbaugh-Skaife, H., D. W. Collins, and W. R. Kinney, Jr. 2007. The discovery and reporting of

- internal control deficiencies prior to SOX-mandated audits. *Journal of Accounting and Economics* 44(1-2) : 166-192.
- Francis, J., D. Philbrick., and K Schipper. 1994. Shareholder litigation and corporate disclosures. *Journal of Accounting Research* 32(2) : 137-164.
- Ge, W., and S. McVay. 2005. The disclosure of Material Weaknesses in Internal Control after the Sarbanes-Oxley Act. *Accounting Horizons* 19(3) : 137-158.
- Shleifer, A., and R. W. Vishny. 1997. A Survey of Corporate Governance. *Journal of Finance* 52(2) : 737-783.